

第 6 回新潟市大規模小売店舗立地審議会 議事録

開催日時：平成 20 年 7 月 29 日（火） 午後 2 時から

開催場所：市役所第 1 分館 6 階 1-601 会議室

出席者：相澤会長，田中(信)会長代理，五十嵐委員，岩瀬委員，及川委員，
川ノ口委員，田中(力)委員，松井委員，松本委員

審議議題：(仮称)マリモタウン新潟新設届出について【2 回目】

審議内容：

(事務局より，第 5 回審議会議事録について説明し公開することを提案したところ，全委員異議がなかったため，公開することとした。)

(事務局より，7 月 10 日に実施した現地調査の概要について説明し，併せて，現地調査に同行した田中信委員，松井委員からも報告を受ける。その後審議を行った。)

委員： 店舗南西側に設備機器が密集していることから，予測地点 ST-A，ST-B において追加で騒音予測を求めたところであるが，その結果が当初予測地点 ST-3 より低くなるのはなぜか。

事務局： 1 階平面図を見ると追加予測地点の近くに設備機器が多く騒音が大きくなると思われるが，当初予測地点の真上の 3 階部分にも設備機器が密集しており，そのため騒音が大きくなる。

委員： 左折入庫誘導の徹底について，設置者としては，食品スーパーなので商圈は店舗近隣を想定しており，近隣の住民ならすぐに慣れるだろうし，歩きや自転車での来店も多いと見込めるため，店舗から離れたところに看板等を設置することは考えていないとのことであった。

原信は郊外の店舗が多く都市部の店舗は少ないため，実際開店してみないとわからないところもあるが，問題が発生した場合は，速やかに関係機関と協議すると言っていた。

委員： 左折入庫誘導の看板は設置されるが，実際のところあまり効果がないと思われる。既存の店舗を見る限り，あまり守られていないと感じている。

委員： そういった現実があることを，設置者にはしっかり伝えなければならない。

委員： 駐車場には融雪装置は設置されるのか。

事務局： スロープがあるので，通常その部分は設置されると思うが，設置者に確認して連絡する。

(当該案件に対する大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定による市の意見について，「意見なし」で諮問したところ，全委員異議がなかったため，市の諮問を妥当とする旨答申することとし会議を終了した。)